

(様式4 実施結果の公表)

つくば市鳥獣被害防止計画(案) の  
パブリックコメント手続の実施結果

平成30年2月  
つくば市経済部農業政策課

## ■ 意見集計結果

平成29年11月2日から12月4日までの間、つくば市鳥獣被害防止計画(案) について、意見募集を行った結果、1人(団体を含む)から3件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	1人
合計	1人

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	猟銃を撃つので間違っって不幸な事故が起きないようにはうまくするべきだとおもうし、その広報活動は必要に思う。	1件	今後の施策の参考にさせていただきます。

### ○ 8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	ジビエを食材として活用する方法を考え、産業化してほしい。	1件	現在、茨城県内においては出荷制限が解除されておらずジビエの活用は難しいことから、出荷制限解除後に検討します。
2	加工施設が欲しい。	1件	現在、茨城県内においては出荷制限が解除されておらずジビエの活用は難しいことから、出荷制限解除後に検討します。

■ 修正の内容

○ 6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項について

修正前	修正後
原則、持ち帰りとし、関係法令に従い、適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は、埋設処理する。	原則、持ち帰りとし、関係法令に従い、肉は一般廃棄物、骨と皮は焼却施設に持ち込み適正に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は、埋設処理する。

修正理由：茨城県との事前協議で指摘があったため。

○ 7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項について

修正前	修正後
出荷制限解除後に検討する。	出荷制限解除後にジビエを活用した地域の活性化やモデル地区の取り組み等について、情報収集を行い検討する。

修正理由：茨城県との事前協議で指摘があったため。